

平成14年10月施行

# 定 款

社団法人 北海道浄化槽協会

# 社団法人北海道浄化槽協会定款

北海道知事許可

衛施第 32 号指令 昭和54年 3 月20日

衛施第 10 号指令 昭和55年 3 月18日

衛施第482号指令 平成元年11月14日

衛施第186号指令 平成 3 年 6 月17日

衛施第278号指令 平成 4 年 7 月18日

衛施第418号指令 平成 5 年 8 月20日

環廃第351号指令 平成12年 7 月12日

環保第454号指令 平成14年10月18日

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人北海道浄化槽協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を北海道札幌市豊平区平岸 5 条 7 丁目  
7 番10号に置く。

2 この法人は、検査事務所を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この法人は、北海道の生活環境の保全及び公衆衛生の向上  
に寄与するため、浄化槽の適正な設置管理を図り、各専門  
分野間の協調体制を確立し、施設の充実に資することを目  
的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 一般需要家に対する浄化槽施設の公益的機能と環境

保全に関する啓発。

- (2) 浄化槽に関する研修会及び講習会の開催。
- (3) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する浄化槽の水質検査に関する事業。
- (4) 浄化槽の機能保証制度に関する事業。
- (5) 浄化槽の構造、施工及び維持管理の適正化に関する事業。
- (6) 浄化槽の普及促進に関する事業。
- (7) 浄化槽設備士及び浄化槽管理士の指導育成に関する事業。
- (8) 浄化槽工事業、保守点検業登録申請届け出の指導。
- (9) 浄化槽に関する情報・資料の収集及び交換・提供並びに機関誌の作成、その他印刷物の発行。
- (10) 関係機関及び関係団体との連絡協調。
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

## 第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体（団体の場合にあつては、その代表者が権利を行使する）。

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体（団体の場合にあつては、その代表者が権利を行使する）。

(入 会)

第 6 条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

- 第 7 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第 8 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
  - (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
  - (3) 死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散又は消滅したとき。
  - (4) 2年以上会費を滞納したとき。
  - (5) 除名されたとき。

(退 会)

- 第 9 条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。
- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

- 第 11 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第 3 章 役 員 等

(種類及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 13人以上17人以内  
監 事 2人以上3人以内
- (2) 理事のうち、会長1人、副会長3人以内とする。
- (3) 理事のうちから専務理事及び常務理事各1人を置くことができる。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事は、互選により、会長及び副会長を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事会の承認を経て会長が定める。
- 5 専務理事、常務理事及び監事は、会員外から置くことができる。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

(職 務)

第 14 条 会長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長は、会長の業務を代理させるため、理事会の承認を得て、会長代理をおくことができる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を統括する。

- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を処理する。
- 6 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 会計及び業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会又は北海道知事に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し又は招集すること。

(任 期)

- 第 15 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

- 第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合において、当該役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第 17 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

- 第 18 条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

## 第 4 章 総 会

(種 別)

- 第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

- 第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

- 第 21 条 総会は、この定款で定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

- 第 22 条 通常総会は、毎年2回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
    - (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

- 第 23 条 総会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定 足 数)

- 第 25 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第 26 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第 27 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数
- (3) 出席した正会員数
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議決の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 30 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求

があったとき。

(招 集)

- 第 32 条 理事会は、第14条第6項第4号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2号又は3号の規定による請求があったときは、当該請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

- 第 34 条 第25条から第28条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

- 第 35 条 理事会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会で定める。

## 第 6 章 検査事業委員会

(目 的)

第 36 条 この法人は、浄化槽に関する検査の公正を期すため、検査事業委員会をおく。

(機 能)

第 37 条 検査事業委員会は、次の事項を調査、審議する。

- (1) 検査事業の方針及び実施に関する事項。
- (2) その他、浄化槽検査に関する業務の執行に関する事項。

(構成及び組織等)

第 38 条 検査事業委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会で定める。

## 第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 39 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 40 条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 41 条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て、北海道知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後2箇月以内に、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了後3箇月以内に北海道知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第 45 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経て北海道知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第 46 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第 47 条 この法人は、必要に応じて特別会計を設けることができる。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、北海道知事の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 50 条 この法人が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、北海道知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第 9 章 事 務 局

(設 置 等)

- 第 51 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第 52 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
  - (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
  - (8) その他必要な帳簿及び書類

## 第 10 章 雑 則

(委 任)

- 第 53 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

- 附 則
- 1 この定款は、設立許可の日から施行する。
  - 2 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにより、その

任期は、第13条第1項の規定にかかわらず昭和54年12月31日までとする。

- 3 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第19条第1項第1号及び第2項第1号ならびに第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和54年12月31日までとする。

- 附 則 この定款は、昭和55年3月18日より施行する。
- 附 則 この定款は、平成元年11月14日より施行する。
- 附 則 この定款は、平成3年6月17日より施行する。
- 附 則 この定款は、平成4年5月26日より施行する。
- 附 則 この定款は、平成5年8月20日より施行する。
- 附 則 この定款は、平成12年7月12日より施行する。
- 附 則 この定款は、平成14年10月18日より施行する。